

協力医療機関協定書

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（以下「甲」という。）と岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 岐北厚生病院（以下「乙」という。）は、甲が設置する養護老人ホーム寿松苑について、次のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

（協力医療機関）

第1条 乙を、甲が設置経営する養護老人ホーム寿松苑（以下「事業所」という。）の協力医療機関と定め、事業所の利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、乙は受入状況等にやむを得ない事情がある場合を除き、甲の要請に基づき、乙は迅速に適切な対応をとるものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 / 月 / 日

甲 岐阜市都通2丁目23番地
社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団
理事長 疋田 宗義



乙 山県市高富1187-3
岐阜県厚生農業協同組合連合会
岐阜・西濃医療センター
岐北厚生病院
病院長 益田 和明

